

(別記様式第1号)

計画作成年度	4年度
計画主体	高砂市

## 高砂市鳥獣被害防止計画

この計画は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的に定めるものである。

### <連絡先>

担 当 部 署 高砂市生活環境部環境経済室産業振興課  
所 在 地 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号  
電 話 番 号 079-442-2101 (代表)  
079-443-9031 (産業振興課)  
F A X 番 号 079-443-1102 (産業振興課)  
メールアドレス tact2930@city.takasago.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ヌートリア
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	高砂市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 農作物被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の状況		
	品目	面積（a）	金額（千円）
イノシシ	水稻	6.1	76
	さやいんげん	0.7	12
	たまねぎ	0.5	26
	キャベツ	0.1	2
	トマト	0.1	7
	だいこん	0.1	1
	さつまいも	7.6	157
	やまのいも	1.6	51
	ばれいしょ	1.1	4
	さといも	0.7	4
	ミカン	0.1	2
	ビワ	2.3	69
	菊	0.5	51
	アライグマ	とうもろこし	1.1
だいこん		0.7	9
いちご		2.1	168
すいか		4.6	21
うり		0.1	0
さつまいも		0.5	10
ブドウ		0.3	17
イチジク		0.5	46
ミカン		1.0	26
カキ		0.5	5
ビワ		2.3	70
スモモ		0.3	1
ヌートリア	水稻	2.0	25
	さといも	0.6	3
計		38.1	873

\*資料: 令和3年度鳥獣被害調査と各農会による自家消費用の農作物被害を計上した。

(2) 被害の傾向

イノシシ	<p>阿弥陀地区及び北浜地区で生息が確認され、水稻の食害や踏倒し、野菜、イモ類の食害、圃場や畔の掘り返しといった農業被害を与えている。</p> <p>被害対策として猟友会がわな・おりによる捕獲活動を行っているが、農業者、猟友会からの報告によると個体数は増加しており、農業被害もある。</p>
アライグマ	<p>平成17年頃から生息が確認され、猟友会に委託し捕獲活動を行っている。平成18年度以降はアライグマ防除実施計画を策定し積極的な捕獲活動を行っているが、市内全域での目撃情報は依然増加傾向であるにも関わらず、捕獲数は横ばいの状況である。</p> <p>農業被害については、イチゴ、スイカ、ぶどう及びウリなどに被害を与えている。</p> <p>また、農業被害だけでなく人家に侵入するなど、家屋への被害も発生している。</p>
ヌートリア	<p>アライグマと同様に市内全域で生息が確認され、水稻等を中心に農業被害を与えている。平成18年度以降は、ヌートリア防除実施計画を策定し、猟友会に捕獲活動を委託しており、毎年捕獲していることから、被害相談件数が減少している。</p>

## (3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	品目	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
		面積 (a)	金額 (千円)	面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稲	6.1	76	4.3	53
	さやいんげん	0.7	12	0.5	8
	たまねぎ	0.5	26	0.4	18
	キャベツ	0.1	2	0.1	1
	トマト	0.1	7	0.1	5
	だいこん	0.1	1	0.1	1
	さつまいも	7.6	157	5.3	110
	やまのいも	1.6	51	1.1	36
	ばれいしょ	1.1	4	0.8	3
	さといも	0.7	4	0.5	3
	ミカン	0.1	2	0.1	1
	ビワ	2.3	69	1.6	48
	菊	0.5	51	0.4	36
	とうもろこし	1.1	10	0.8	7
	だいこん	0.7	9	0.5	6
	いちご	2.1	168	1.5	118
	アライグマ	すいか	4.6	21	3.2
うり		0.1	0	0.0	0
さつまいも		0.5	10	0.4	7
ブドウ		0.3	17	0.2	12
イチジク		0.5	46	0.4	32
ミカン		1.0	26	0.7	18
カキ		0.5	5	0.4	4
ビワ		2.3	70	1.6	49
スモモ		0.3	1	0.2	1
ヌートリア		水稲	2.0	25	1.4
	さといも	0.6	3	0.4	2
計		38.1	873	27.0	612

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	<p>① イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会による捕獲(わな)</li> <li>・ 狩猟者の後継者育成</li> <li>・ 平成28年度は、県対策のストップ・ザ・獣害対策に係る捕獲指導員を設置して重点的に捕獲作戦を展開してきた。</li> <li>・ 農会による箱罠(餌やり・見回り)管理</li> </ul> <p>② アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「高砂市アライグマ防除実施計画」に基づく捕獲(わな)</li> </ul> <p>③ ヌートリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「高砂市ヌートリア防除実施計画」に基づく捕獲(わな)</li> </ul>	<p>① イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲技術の向上</li> <li>・ 鳥獣に係る知識向上のための啓発活動不足</li> <li>・ 箱罠管理人の固定化</li> </ul> <p>② アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲技術の向上</li> <li>・ 鳥獣に係る知識向上のための啓発活動不足</li> </ul> <p>③ ヌートリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲技術の向上</li> <li>・ 鳥獣に係る知識向上のための啓発活動不足</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人ごとのイノシシ侵入防護柵と併せて、国の鳥獣被害防止総合対策事業及び、兵庫県農業共済組合東播磨事務所鳥獣被害防止施設整備事業による集落での防護柵の設置に取り組んでいる。</li> <li>・ 県の野生動物共生林整備事業を活用し、人の生活圏と野生動物の生息圏が隣接する地帯に緩衝帯を設置し、人と動物の共生を図っている。実績については、H30年度整備(阿弥陀町魚橋・北池・北山)内北山は一部里山防災林事業を活用。H31年度整備(阿弥陀町長尾)。令和元年度整備(地徳)。令和2年度整備(中所・中通)。令和3年度整備(豆崎)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置箇所が広範囲に渡るため修繕必要箇所の発見が難しい。</li> <li>・ 地域管理体制の構築が必要である。</li> <li>・ 市境近辺の防護柵設置について近隣市町を交えた広域的な取り組みが必要である。</li> </ul>

## (5) 今後の取り組み方針

### ① 地域と一体となった被害防除体制の確立

県関係機関及び猟友会と連携し、集落代表者及び希望者に対し被害対策についての講習会を開くなど、捕獲及び防除の取り組み方法等の情報提供の場を設ける。

イノシシについては、年間を通じ原則くくりわな又は箱わなによる有害鳥獣捕獲を行う。

また、特定外来生物については、講習会を受けた者が捕獲従事者として地域で活動する捕獲班の体制づくりを継続して行い、捕獲数の増加を目指す。

防除に関しては上記講習会や情報の提供により、農業者が効果的な侵入防止柵の設置に取り組むことができるようにする。また、被害集落での防護施設の設置を継続し、既設置箇所に関しては、侵入可能な隙間や、補修が必要な箇所がないかを、地元と協力しながら発見し、修繕していくことに加え、講習会や協議会を通して防護柵の効果発揮のために補修等管理活動が重要であることを周知する。

### ② 鳥獣被害防止に向けた効果的な取り組み

①の修繕活動や防護柵設置に加えて、市内全集落を対象に行っている鳥獣被害調査を引き続き行い、被害状況の把握をするとともに兵庫県森林動物研究センターの情報を活用し、より効果的な捕獲及び防除活動に取り組む。また、県民緑税を活用した野生動物共生林整備において緩衝帯（バッファゾーン）の設置、既存の金網柵と一体となった事業の効果を図るだけでなく、箱罾の設置も併せて行い総合的な被害防止に努める。

### ③ 狩猟免許等の取得促進

捕獲数の増大を図るため、狩猟免許の取得をホームページ等でPRすることで受験者の増加を目指す。

また、国及び県事業において取り組み可能な補助事業があれば併せてPRするとともに、県が三木市吉川町で整備を進める「兵庫県立総合射撃場（仮称）」において、わな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を進める。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

①イノシシ	・ 猟友会による捕獲（わな）
②アライグマ	・ 「高砂市アライグマ防除実施計画」に基づく捕獲従事者による捕獲 (箱わな)
③ヌートリア	・ 「高砂市ヌートリア防除実施計画」に基づく捕獲従事者による捕獲 (箱わな)

#### (2) その他捕獲に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ アライグマ ヌートリア	イノシシについては、市、猟友会、実施隊と連携し被害場所に箱罠を設置する。 特定外来生物被害対策として被害集落の代表者等に有害鳥獣対策の講習会等を開き、捕獲活動従事者として効率的な捕獲活動を実施する。
6年度	イノシシ アライグマ ヌートリア	5年度の取り組みを継続して行う。
7年度	イノシシ アライグマ ヌートリア	6年度の取り組みを継続して行う。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ：イノシシの分布域拡大を防ぐために可能な限り捕獲する。 アライグマ：特定外来生物に位置づけられているアライグマは、県の方針としても根絶を求められているため可能な限り捕獲する。 ヌートリア：アライグマ同様、可能な限り捕獲するものとする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	50頭	50頭	50頭
アライグマ	60頭	60頭	60頭
ヌートリア	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取り組み内容

イノシシについては、原則年間を通じくくりわな又は箱わなによる有害鳥獣捕獲を行う。

特定外来生物についても、年間を通じ箱わなによる捕獲を行う。

市民に狩猟免許取得の推進を図り、より積極的な捕獲のための体制づくりに取り組む。

(4) 許可権限委譲事項

該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	5年度
イノシシ	防護柵新規設置（1集落程度）

(2) その他被害防止に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ アライグマ ヌートリア	鳥獣被害防止マニュアルを市民に配布し、野生鳥獣の習性等に対する理解を深め、自己防除の効率化を図る。 また、鳥獣被害防止に係る講習会を必要に応じ開催する。 イノシシの被害地域については、緩衝帯等の設置を推進する。
6	イノシシ アライグマ ヌートリア	5年度取り組み内容を引き続き実施する。
7	イノシシ アライグマ ヌートリア	6年度取り組み内容を引き続き実施する。

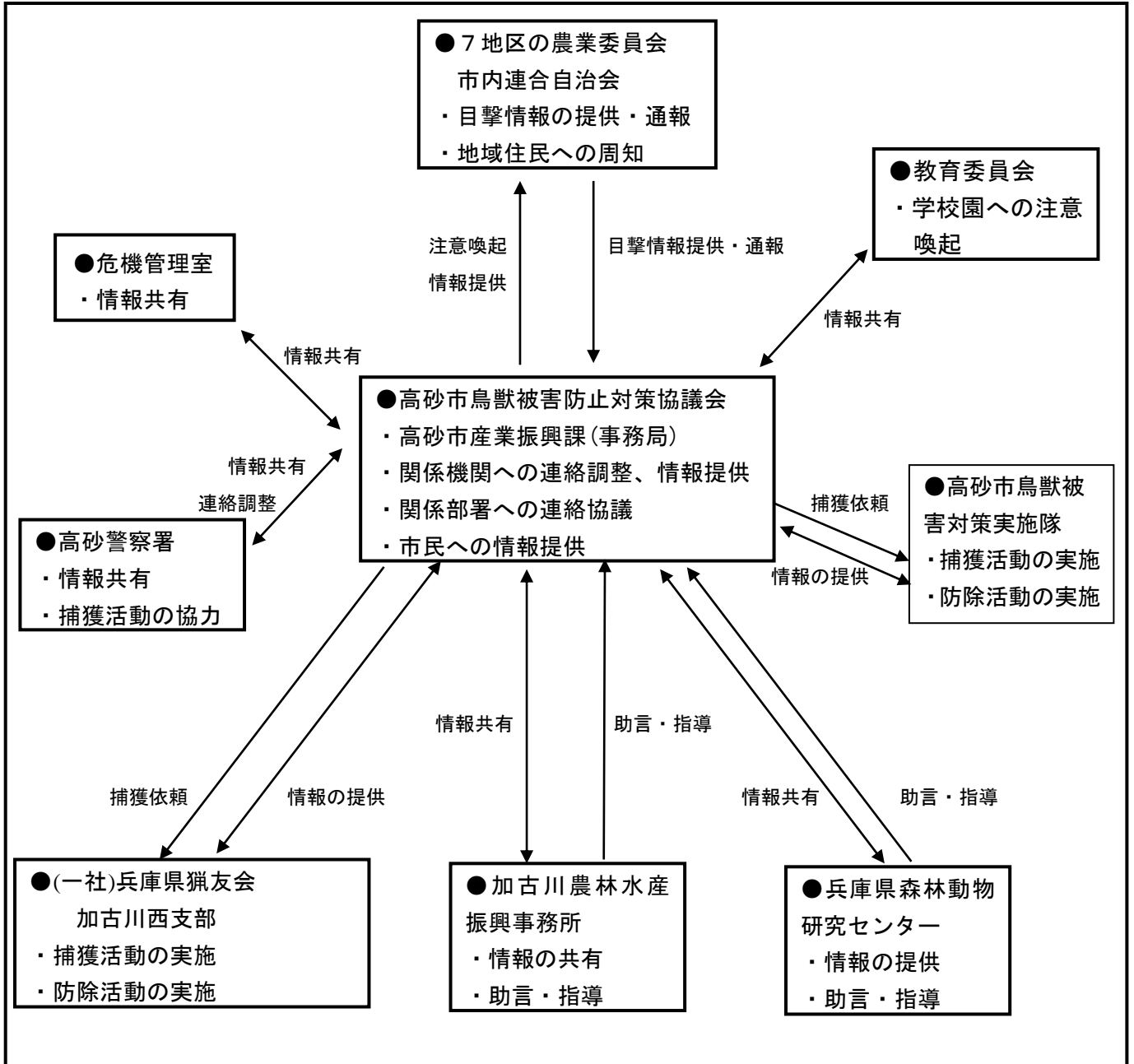


5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
高砂市産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲許可証の交付</li> <li>・ 捕獲業務に関する連絡調整・指導</li> <li>・ 関係部署に対する連絡協議</li> <li>・ 市民への情報提供</li> </ul>
高砂市危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の共有</li> </ul>
高砂市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の共有</li> <li>・ 学校園への注意喚起</li> </ul>
兵庫県東播磨県民局 加古川農林水産振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の共有</li> <li>・ 捕獲・追い払い等の技術支援</li> <li>・ 市民への注意喚起</li> </ul>
兵庫県森林動物研究センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の共有</li> <li>・ 捕獲に関する助言・指導</li> </ul>
高砂警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の共有</li> <li>・ 捕獲活動に対する協力</li> </ul>
一般社団法人兵庫県猟友会 加古川西支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の提供</li> <li>・ 捕獲活動</li> </ul>
高砂市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の提供</li> <li>・ 捕獲活動</li> </ul>
高砂市7地区農業委員会 高砂市内連合自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目撃情報の提供・通報</li> <li>・ 地域住民への周知</li> </ul>

(2) 緊急連絡体制



## 6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	高砂市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
高砂市	・協議会の運営全般 ・後継者育成
高砂市教育委員会	・情報の共有
高砂市農業委員会事務局	・情報の共有
兵庫県東播磨県民局 加古川農林水産振興事務所 (森林動物指導員)	・有害鳥獣に係る情報の共有 ・住民への注意喚起 ・野生動物共生林整備等の森林整備指導 ・生息地(森林)管理手法の検討・支援
加古川農業改良普及センター	・情報の共有及び提供
兵庫県農業共済組合東播磨事務所	・有害鳥獣に係る情報の共有
兵庫県猟友会加古川西支部	・有害鳥獣に係る情報の共有 ・捕獲又は駆除活動
高砂市7地区農業委員会	・有害鳥獣の目撃情報提供 ・地域住民への注意喚起 ・自己防除の実施

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高砂警察署	・有害鳥獣に係る情報の共有 ・捕獲活動に対する協力
兵庫県森林動物研究センター	・有害鳥獣に係る情報の共有

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年12月に設置した。令和4年度現在民間隊員1名、市職員7名で構成している。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

当該計画の対象鳥獣以外の鳥獣による被害が多発するなど、当該計画が新たな状況に対応できなくなった場合は、関係機関と協議して計画を見直し、効果的な対策の実施に努める。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシの処理については、埋却処分もしくは焼却処分としている。アライグマ、ヌートリアに関しては、安楽死させ、その後市が管轄する施設にて焼却処分としている。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシの食品としての利用については、捕獲数が少ないため、安定供給が難しいが、有効な施策について検討していきたい。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

国民の生命又は身体に対する危害が発生しないように野生鳥獣の習性を理解できるような情報発信を行い自己防衛を図る。